

全国福祉用具専門相談員協会



理事長 岩元 文雄

団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年を直前に控えた今

次の焦点は、団塊ジュニアが後期高齢者になり始め、高齢化率が30%台に突入する2040年です。持続可能な社会保障制度の構築に向けて課題は山積しており、我々、福祉用具の職能もこの課題に立ち向かうことが未来を切り拓くことにつながっていくものと考えます。

介護施設等における担い手減少への対応も課題の一つであり、生産性向上に期待されている介護ロボット・ICT化の導入促進においても、全国津々浦々の病院・施設等への供給に関して、福祉用具専門相談員がその一翼を担うことができる専門職として期待されます。活躍のフィールドはまだまだ広がります。

2024年度介護保険制度改正で、福祉用具貸与・特定福祉用具販売において一体的な見直しが行われました。一部の福祉用具に係

る貸与と販売の選択制の導入もその一つです。利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図ることも、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、利用者等の意思決定に基づき、貸与または販売を選択できるようになりました。

その際、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与または販売を選択できることについて十分な説明と、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見などを踏まえた提案を行うことが求められます。

制度改正と福祉用具専門相談員の果たす役割

また、選択制の他にも事故報告様式や利用安全の手引きの活用を通じた安全な利用の促進、指定講習カリキュラムの見直しや現任者向けの研修機会の確保等サービスの質の向上が求められています。給付の適正化においては、モニタリング実施時期の明確化並びにモニタリングの記録と介護支援専門員への交付の義務化や、選定ガイドラインの改訂など貸与・販売にかかる大幅な見直しが行われました。職能団体としてこれらの改正事項の適切な運用定着に向けてけん引役を果たして参ります。

未来

シルバー新報